②　本方式の実施方式としては、
イ　単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。ロにおいて同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）
ロ　包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、①の協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。

③　受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。

④　その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

⑯　本工事は、『「公共工事の品質確保に関する新たな取組」の試行運用について』（H18. 5.16国九整契第51－２号他）に基づき、入札説明書別紙１「低入札価格調査制度調査対象工事に関する事項」により、低入札価格調査制度調査対象工事に対する取り組みを行う試行工事である。

⑰　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、工事の監督補助並びに安全対策を目的として、工事現場にモニターカメラを設置するものとする。なお、モニターカメラの設置費用については、工事の監督補助として活用するものについては発注者が負担するが、工事現場内の安全対策として活用するものについては受注者が負担するものとする。

⑱　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、ビデオ撮影により不可視部分の出来形管理を行うものとする。なお、ビデオ撮影した映像については、監督職員へ提出するものとする。

⑲　本工事において、中間前金払に代わり既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

⑳　本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

㉑　本工事は、発注者が競争参加資格確認申請書を提出した者から、本工事の積算に必要な工事費の一部について見積書を求める工事である。なお、見積書の提出は、競争参加資格確認申請書提出後に、発注者より別途通知する依頼書により行う。

㉒　快適トイレの設置　本工事は、施工現場付近に特記仕様書に記載の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

㉓　本工事は、女性の技術者・技能者・従事者が配置及び現場に従事したことを確認した場合に、工事成績で加点評価する試行工事である。

㉔　本工事は、建設現場での週休２日の推進等、休日を確保し、労働環境の改善や将来の担い手の確保を目的として、当該現場（現場事務所等含む）を「４週８休」完全閉所とし、一切の作業は行わないとの意思表示を、受注者が自らの意思で判断できる「建設現場での週休２日の推進」を目指す試行工事である。

㉕　本工事は、週休２日による工事の発注を推進するため、必要な間接工事費を増額する試行工事である。「４週８休」を達成できた場合には、間接工事比率にそれぞれ次の補正係数を乗じるものとする。

【共通仮設費】1.02【現場管理費】1.04

㉖　本工事は、「平成29年度　熊本地震の被災地（熊本県）で適用する施工パッケージ型積算方式標準単価表（平成29年４月１日以降に入札書提出期限日を設定している工事から適用）」を用いた積算方式の試行対象工事である。

㉗　本工事は、「土木請負工事工事費積算基準」等により各工種区分、施工地域補正等を考慮した共通仮設費率（率分）及び現場管理費率に、それぞれの補正係数を乗じる試行対象工事である。なお、補正係数については以下のとおりとする。

【共通仮設費率（率分）：1.1　現場管理費率：1.1】

㉘　本工事は、トンネル覆工コンクリートのひび割れについて長期保証する試行工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者、又は次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって「競争参加者の資格に関する公示」（平成29年９月26日付け九州地方整備局長）に示すところにより、九州地方整備局長から熊本３号　小田代トンネル新設工事に係る特定ＪＶとしての競争参加資格の認定を受けている者であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　九州地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　九州地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点（特定ＪＶのうち代表者以外の構成員にあっては1,000点）以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点（特定ＪＶのうち代表者以外の構成員にあっては1,000点）以上であること。）。

⑸　平成14年度以降に、元請けとして次に掲げる【①】はア）～イ）の要件を、【②】は㋐を満たす同種工事の施工実績を有すること。（受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）但し、【①】のア）～イ）は同一工事であることとし、施工延長については、掘削、覆工を実施した区間の延長であること。

【①】単体もしくは、特定ＪＶの代表者
ア）ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積が（覆工後の内空面積）55㎡以上であること。（トンネル内空断面積（覆工後の内空面積）55㎡以上の施工実績は、非常駐車帯部を除く。）
イ）施工延長が1,000m以上であること。

【②】特定ＪＶのうち代表者以外の構成員
ア）ＮＡ1ＴＭによるトンネル内空断面積が（覆工後の内空面積）40㎡以上であること。（トンネル内空断面積（覆工後の内空面積）40㎡以上の施工実績は、非常駐車帯部を除く。）

但し、共同企業体にあっては、代表者は上記【①】、代表者以外のすべての構成員は上記【②】の同種工事の実績を有すること。なお、当該実績が地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満のもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。